

令和5年度

第2回水戸市寿市民センター運営審議会

日 時 令和6年2月19日(月)

午後2時から

会 場 水戸市寿市民センター

会 議 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 令和5年度利用状況及び事業報告について

(2) 令和6年度事業計画(案)について

(3) 令和6年度定期講座募集(案)について

(4) その他

4 閉 会

水戸市寿市民センター運営審議会委員名簿

任期：自 令和4年4月1日
至 令和6年3月31日

(順不同敬称略)

氏名	役職	備考
新島 洋	寿地区自治連合団体 福祉厚生部長	
皆川 日出子	寿女性会副会長	
廣瀬 明良	定期講座代表	
雨谷 京子	寿地区女性防火クラブ会長	
齋田 由加理	寿小学校校長	
笹沼 はるみ	寿地区自治連合団体 書記	

(1) 令和5年度利用状況及び事業報告について

【 団体別利用状況 】

区分	市民センター		社教団体		市		県		その他 (図書室利用含む)		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
R5/4	35	398	10	214	6	120			28	369	79	1,101
5	41	485	12	215	4	102			19	204	76	1,006
6	55	633	10	155	10	162			20	198	95	1,148
7	48	561	14	183	9	133			22	256	93	1,133
8	33	416	11	223	4	33			18	181	66	853
9	48	530	5	121	10	135			24	386	87	1,172
10	48	529	10	175	12	173			13	125	83	1,002
11	45	462	8	160	7	93			18	179	78	894
12	48	509	7	102	9	132			11	146	75	889
R6/1	49	557	4	53	7	87			17	189	77	886
2											0	0
3											0	0
合計	450	5,080	91	1,601	78	1,170	0	0	190	2,233	809	10,084

R4年度 合計	540	6,557	76	1,227	76	940	0	0	211	2,715	903	11,439
比較	-90	-1,477	15	374	2	230	0	0	-21	-482	-94	-1,355

【 部屋別利用状況 】

部屋	ホール		和室		会議室		調理室		図書室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	冊数	人数	件数	人数
R5/4	47	821	9	71	20	184	3	22	6	3	79	1,101
5	45	741	10	76	20	180	1	5	5	4	76	1,006
6	54	809	10	78	29	239	2	17	9	5	95	1,148
7	48	718	9	60	31	272	5	78	11	5	93	1,133
8	43	711	3	10	20	122			19	10	66	853
9	52	863	8	54	26	243	1	8	4	4	87	1,172
10	46	670	8	55	24	209	5	64	17	4	83	1,002
11	46	607	8	56	22	185	2	40	11	6	78	894
12	43	642	8	53	24	183			33	11	75	889
R6/1	43	602	12	78	21	192	1	5	20	9	77	886
2											0	0
3											0	0
合計	467	7,184	85	591	237	2,009	20	239		61	809	10,084

R4年度 合計	544	8,345	80	567	278	2,386	1	11		130	903	11,439
比較	-77	-1,161	5	24	-41	-377	19	228		-69	-94	-1,355

【令和5年度事業報告】

事業名	曜日	内容	人数	共催団体等
寿ふれあい学級	9月12日(火)	講習会『マジックショー』	52名	共催:水戸市立寿幼稚園
	11月17日(金)	講習会『クリスマスリースづくり』	44名	共催:水戸市立寿幼稚園
寿女性セミナー	7月6日(木)	講習会『柔甘ねぎ料理講習会』	16名	共催:寿女性会
	9月28日(木)	講演会『いつまでも若々しく』	24名	
	12月14日(木)	移動学習『カルビー清原工場(宇都宮市)』等	24名	
寿高齢者大学	7月21日(金)	講演会『気ままにロケ地歩き みた』	18名	共催:寿クラブ
	8月22日(火)	講演会『はじめてのスマホ体験講座』	12名	
	9月15日(金)	移動学習『喜雨亭・養浩園(常陸大宮市)』等	27名	
一般教養講座 及び 世代間交流事業	6月4日(日)	寿地区親子サイクリング大会	中止	共催:自治連(スポレク部)
	7月30日(日)	男の料理教室	20名	共催:自治連(生涯学習部)
	8月2日(水)	夏休みチャレンジ教室 (絵画教室)	22名	
	8月3日(木)		21名	
	10月1日(日)	防災訓練	300名	主催:自治連(自治防災部) 寿小学校
	10月8日(日)	市民運動会	600名	共催:自治連(スポレク部)
	11月12日(日)	みんなみんなの寿まつり	2000名	共催:自治連・社協寿支部
	11月19日(日)	ふれあいウオークラリー大会	62名	共催:自治連(スポレク部)
	12月3日(日)	ふれあいニュースポーツ大会	52名	共催:自治連(スポレク部)
	3月9日(土) 3月10日(日)	寿ふれあいのつどい	予定	共催:自治連
家庭教育強化事業	1月24日(水)	親子リトミック教室	11名	共催:寿女性会
	2月3日(土)	親子でケーキ作り教室	18 12名	

(2) 令和6年度事業計画(案)について

【令和6年度事業計画(案)】

事業名	曜日	内容	人数	共催団体等
寿ふれあい学級	未定	全2回		共催:水戸市立寿幼稚園
寿女性セミナー	未定	全3回		共催:寿女性会
寿高齢者大学	未定	全3回		共催:寿クラブ
一般教養講座 及び 世代間交流事業	未定	男の料理教室		共催:自治連(生涯学習部)
	8月 全2回	夏休みチャレンジ教室 (絵画教室)		
	9月29日(日)	防災訓練		主催:自治連(自治防災部) 寿小学校
	10月13日(日)	市民運動会		共催:自治連(スポレク部)
	11月10日(日)	みんなみんなの寿まつり		共催:自治連・社協寿支部
	未定	ふれあいウオーケラリー大会		共催:自治連(スポレク部)
	未定	ふれあいニュースポーツ大会		共催:自治連(スポレク部)
	3月8日(土) 3月9日(日)	寿ふれあいのつどい		共催:自治連
家庭教育強化事業	未定	全3回		共催:寿女性会

(3) 令和6年度定期講座募集(案)について

募集チラシ(別紙)により、3月15日号の「広報みと」と一緒に地区内回覧。

(4) その他

水戸市市民センター条例

平成21年9月29日
水戸市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (省略)

別表 (第2条関係) (省略)

水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

令和6年度 定期講座受講生募集

寿市民センターは貴方の生涯学習を応援します!!



	クラブ名	開催日	時間	年会費	定員	募集人数	開講日	講師名	内容(備考)
(月)	ソフトエアロビ&ピラティス	毎週	10:00~11:00	16,500	20	8	5月13日	郡司 淑恵	簡単な動きなのでどなたでも!!
	リズム&ストレッチ	第1・3	13:30~15:00	10,000	15	5	5月20日	山家 美江子	リズム運動とのびのびストレッチ
	いけばな(小原流)	第2・4	10:00~12:00	10,000	11	5	5月13日	岡見 京子	美しいお花を楽しく活けましょう
	写真	第4 他野外撮影	13:30~16:00 月1回	11,000	12	5	5月27日	橋本 貴	会員各自の作品を講師から教示を受ける勉強会と、近隣の撮影会で講師や上級者が撮り方やカメラ設定をフォローするの で、自分で見つけられなかった被写体や構図に出会えます。 (勉強会 年12回・撮影会 年12回) 初心者歓迎
(火)	パッチワーク	第1	10:00~12:00	3,000	6	5	5月7日	池田 寿美子	パッチワークとキルト作品を作ります
	卓球(火)	毎週	10:00~12:00	1,000	23	2	5月7日	講師は おりません	中級以上
	手編	第1・3	13:00~15:00	10,000	15	10	5月7日	藤枝 みち	初心者でも楽しめる手作りに挑戦してみませんか
	絵画	第2・4	10:00~12:00	10,000	15	5	5月14日	三好 義章	個性100%出し切って創作しましょう
	絵手紙	第2・4	13:30~15:30	8,000	10	3	5月14日	鯨 和子	講師の指導は月1回第2(火)のみです。
(水)	太極拳	第1・2・3 月3回	10:00~12:00	10,000	34	10	5月8日	高橋 英子	心身の健康と親睦を深めましょう
	社交ダンス	第1・3	13:30~15:30	11,000	10	5	5月15日	鴨志田 稔	初心者・男性歓迎! 基礎から学べます
	手話	第1・3	19:00~21:00	11,000	18	10	5月8日	宮田 好美	初心者大歓迎です!
	歌謡	第2・4	13:00~15:00	11,000	25	5	5月8日	金沢 はるみ	歌謡の基礎を学び楽しく歌いましょう
(木)	ヨガ	毎週	10:00~11:00	16,500 (月1,500)	23	5	5月9日	鈴木 梨絵	-ポーズ-を大切に元気にヨガを楽しみましょう
	フラダンス	第1・3	14:00~16:00	10,000	15	6	5月16日	寺澤 洋子	楽しく踊って♪心身共に健康になりませんか? はじめての方も大歓迎!
	俳句入門	第4 (月1回)	13:00~15:00	10,000	15	4	5月23日	天下井 誠史	俳句の基礎を学びます
(金)	卓球(金)A	毎週	10:00~12:00	1,000	19	3	5月10日	講師は おりません	自主練習 初心者歓迎
	卓球(金)B	毎週	13:30~16:30	1,000	20	3	5月10日	講師は おりません	中級者以上の方
	茶道(裏千家)	第1・3	10:00~12:00	20,000	10	3	5月10日	遠藤 美佐子	お茶とお菓子で楽しく!
(土)	着付(装道)	第2・4	10:00~12:00	10,000	15	4	5月11日	林 千恵子 荒井 桂子	基本からの着付・作法など

※開講日は変更になる可能性があります。お申込み時に窓口にてご確認ください。



定期講座お申込みのご案内

- ☆**申込期間** 各クラブの受付は、4月4日(木)から4月11日(木)まで行います。
定員になり次第締め切ります。また申込者が少ない場合は、
開講できない場合がございます。
※土曜日・日曜日は申込受付を行っておりません。
- ☆**申込方法** 申込書にご記入の上、期間内に直接寿市民センターへお申し込みください。
電話・FAXでのお申し込みは、ご遠慮ください。
- ☆**会費** 半年又は1年分の会費を各講座の初日に会計担当者へ納入してください。
※原則として途中での返金はいたしません。また会費は人数等により異なる
場合もあります。
※教材費は、実費負担となります。

※各クラブの日程は、祝日・市民センター地区行事等により変更になる場合もあります。
(各クラブにおいて確認してください。)

各証明書の発行業務のご案内

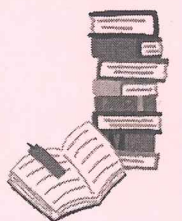
- ◇ 戸籍・住民票・印鑑証明・市県民税・納税・固定資産税などの証明書の発行。
- ◇ 印鑑証明交付申請には、カード(印鑑登録証)をお持ちください。
- ◇ 各証明書交付申請には、身分証明書の提示が必要となります。
 - <本人確認の証明書>
 - 1点提示 運転免許証 マイナンバーカード パスポート
外国人登録証明書 その他官公庁発行の写真付身分証明書
 - <上記の証明書がない場合>
 - 2点提示 各種保険証 年金手帳 預金通帳 キャッシュカード 社員証
学生証 法人が発行した身分証明書などから複数ご提示ください。
- ◇ ご本人以外が申請者の場合は、本人自筆の委任状が必要です。
- ◇ 取扱日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
時間 8:30～17:15(取扱い時間内に余裕を持ってお越しください)

※寿市民センターでは市税等の収納業務及び届出業務はしておりません。ご了承ください。

本の貸出しのご案内

・市民センター図書コーナーのご利用方法

- ◇ 貸出…市民センターの事務室にある『図書貸出簿』に必要事項をご記入下さい。
 - 返却…『図書貸出簿』に返却日をご記入後、図書コーナー(本棚)にお戻し下さい。
 - ◇ 貸出期間…2週間
 - ◇ 一般図書・児童図書・紙芝居・雑誌の貸出し…10冊まで(図書館とは別枠)
- ※他の市内図書館及び市民センターには返却できませんので、ご注意ください。



水戸市寿市民センター

〒310-0853 水戸市平須町1636 TEL&FAX: 241-4011